

環境厚生委員長報告

令和5年9月定例会（10月5日）

環境厚生委員長報告をいたします。

今定例会において環境厚生委員会に付託されました議案のうち、既に9月26日に報告いたしましたものを除く議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「旅館業法施行条例の一部を改正する条例」の条例案1件、「隠岐広域連合規約の一部の変更について」など一般事件案2件、「令和5年度島根県一般会計補正予算（第5号）」など予算案5件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決・承認すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

第91号議案「令和5年度島根県一般会計補正予算（第5号）」のうち、健康福祉部所管分についてであります。

「結婚支援事業」について、委員から、企業からの寄付金を活用して実施する事業であるので、実施後は事業成果を報告することで、企業には行政と一体となって社会貢献できていることを認識いただけると思われる。継続して協力いただけるような環境づくりに取り組んでほしいとの意見があり、執行部からは、実施後はアンケート結果などを集約し、事業成果や課題を企業にフィードバックすることを検討していきたいとの回答がありました。

次に、請願の審査結果について報告いたします。

このたび新規に提出された請願第4号は、「健康保険証の廃止」の中止撤回と現行の保険証を残すことについて国への意見書提出を求めるものであります。

委員からは、システムトラブルによりマイナ保険証が認証できない場合に備えて、患者が困らないよう、システムとは切り離して、現行の紙の保険証の運用は継続すべきとの理由や、デジタル化の推進を否定するものではないが、高齢者施設や障がい者施設ではマイナンバーの管理の問題があるので、現行の保険証は残すべきとの理由から、本請願に賛成するとの意見がありました。

一方で、別の委員からは、マイナンバーカードに健康保険証を紐づけることで行政

や医療関係者の事務の合理化が図られたり、DX化を進めることで新しい時代にマッチした、より豊かな生活ができるようになると思うので、本請願は不採択とすべきとの意見がありました。最終的には、挙手採決の結果、賛成少数により、「不採択」とすべきとの審査結果でありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、健康福祉部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「島根県自死対策総合計画の策定について」では、委員から、自死総合対策のための調査研究等の推進の項目についてのパブリックコメントを受けて、社会的要因を含めて多角的に進める必要がある、との計画中の記述を削除されたが、非常に大事な箇所であるので、表現を再検討してほしいとの意見があり、執行部からは、意見を踏まえて再検討していきたいとの回答がありました。

次に、病院局所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「島根県立病院経営強化プランの策定について」では、委員から、経営安定は重要なことではあるが、県立病院は県民の健康を守る最後の砦であるので、利益を追求することが第一の目的とならないように取り組んでほしいとの意見があり、執行部からは、持続可能な地域医療提供体制を確保するための経営強化が目的であり、最善の医療を提供することは病院の当然の役割である。委員の意見を踏まえて、プランをしっかりと検討していきたいとの回答がありました。

次に、環境生活部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「県東部での風力発電事業に係る環境影響評価について」では、委員から、現行の環境影響評価法では、地元自治体が反対しているにもかかわらず事業が実施されてしまうという問題がある。したがって、地元自治体が反対している中で事業が進められていくことに対して県として、もっと主体的に関わるべきであるし、国に対しても制度の見直しを求めていくべきであるとの意見があり、執行部からは、この法律は、事業を進めるための手続きを定めたものであり、制度として行政の同意を求めるものとはなっていないので、地元自治体の意見が反映される制度となるよう、引き続き、国に制度の見直しを要望していきたいとの回答がありました。

以上、環境厚生委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。